

第7章 事故災害対策計画

第1節 航空災害対策計画

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故(以下「航空災害」という。)が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画に定める。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

(1) 東京航空局空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者

ア 航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとるものとする。

イ 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

ウ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う際、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

カ 災害時の救急・救助・救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。

キ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 航空運送事業者

ア 航空交通の安全に関する各種情報を事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアル作成等、災害応急体制を整備するものとする。

ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

2 災害応急対策

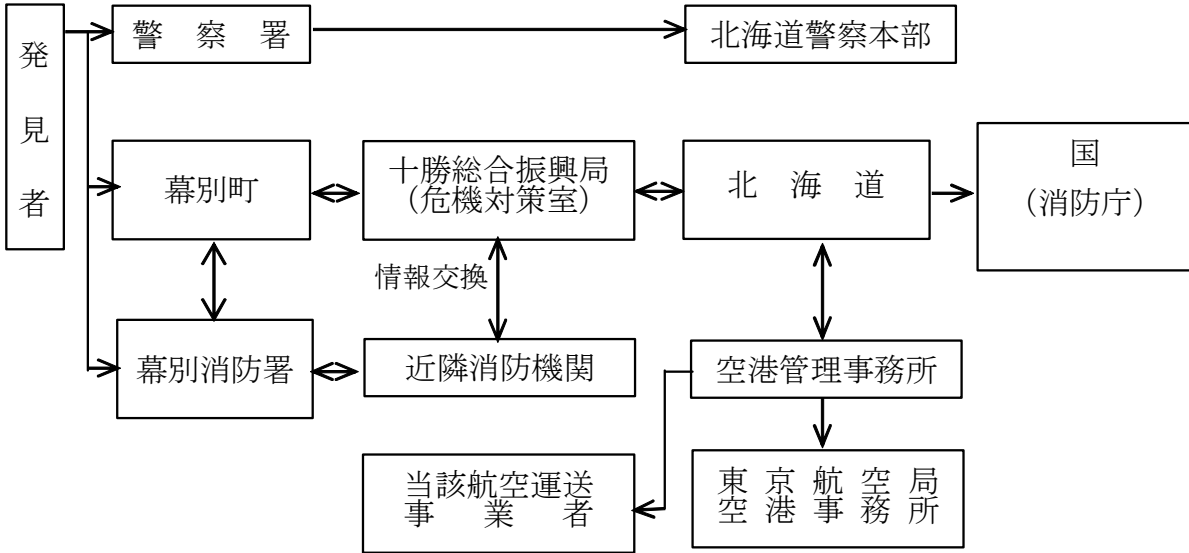
(1) 情報通信

航空災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

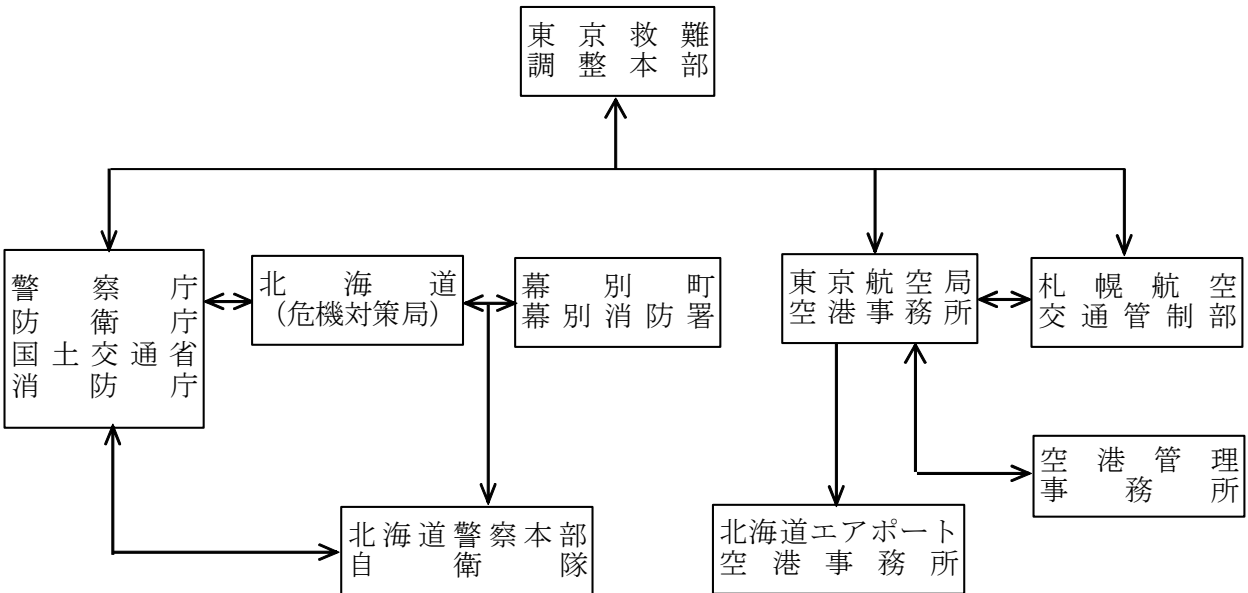
ア 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の連絡系統は次のとおりとする。

① 発生地点が明確な場合



② 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる

イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報を迅速に他の関係機関に連絡する。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施する。

ア 実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者、航空運送事業者、幕別町、幕別消防署、帯広警察署

イ 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整備するほか、被災者の家族等に役立つ次の情報を正確にきめ細かく適切に提供する。

- a 航空災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

(イ) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、または広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項の広報を実施する。

- a 航空災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e 施設等の復旧状況
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 幕別町の災害対策組織

町長は、航空災害時、その状況に応じて応急活動体制を整備し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、航空災害時、その状況に応じて応急活動体制を整備し、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(4) 捜索活動

航空機の捜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行うものとする。

(5) 救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動は、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、「第5章 第6節 救助救出計画」に定める。

(6) 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動は、「第5章 第17節 医療救護計画」に定める。

(7) 消防活動

航空災害時における消防活動は、航空災害による火災の発生状況を速やかに把握するとともに、化学消防車、化学消化薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

ア 東京航空局空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者

航空災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力する。

イ 幕別消防署

(ア) 幕別消防署は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

(イ) 幕別消防署の職員は、航空災害による火災が発生した場合は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。また、消防機関の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(8) 行方不明者の捜索及び死体の収容等

「第5章 第24節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

(9) 交通規制

帯広警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第8節 交通応急対策計画」により、必要な交通規制を行う。

(10) 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等については、「第5章 第18節 防疫計画」及び「第5章 第19節 廃棄物等処理計画」の定めによる。

(11) 自衛隊派遣依頼

航空災害時における自衛隊派遣要請依頼については、「第5章 第30節 自衛隊派遣要請及び活動計画」に定めるほか、次により実施するものとする。

ア 航空事務所長等法令で定める者は、航空災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

イ 航空事務所長等法令で定める者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

(12) 広域応援

道、町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第31節 広域応援計画」により、消防機関は、北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を要請するものとする。

第2節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画に定める。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

- (1) 北海道旅客鉄道(株)（以下「JR」という。）は、踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。
- (2) JRは、鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努める。
- (3) JRは、自然災害等から鉄軌道の保全を図るため、気象等特別警報・警報・注意報など情報の収集に努めるとともに、施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図る。
- (4) JRは、職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- (5) JRは、災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努める。
- (6) JRは、関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずる。
- (7) JRは、災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努める。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

鉄道災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、「図表7-2-1 鉄道災害情報通信連絡系統図」のとおりとする。

イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報を迅速に他の関係機関に連絡する。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施する。

ア 実施機関

J R、十勝総合振興局、幕別町、幕別消防署、帯広警察署

イ 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整備するほか、被災者の家族等に役立つ次の情報を正確にきめ細かく、適切に提供する。

- a 鉄道災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

(イ) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、または広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項の広報を実施する。

- a 鉄道災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e 施設等の復旧状況
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 幕別町の災害対策組織

町長は、鉄道災害時、その状況に応じて応急活動体制を整備し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、鉄道災害時、その状況に応じて、応急活動体制を整備し、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(4) 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動は、「第5章 第6節 救助救出計画」に定める。また、JRは、災害発生直後における救助救出活動を行うよう努めるとともに、救助救出活動を実施する関係機関に可能な限り協力する。

(5) 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動は、「第5章 第17節 医療救護計画」に定める。また、JRは、災害発生直後における救護活動を行うよう努めるとともに、医療救護活動を実施する関係機関に可能な限り協力する。

(6) 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施する。

ア JR

鉄道災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力する。

イ 幕別消防署

(ア) 幕別消防署は、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

(イ) 幕別消防署の職員は、鉄道災害による火災が発生した場合は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(7) 行方不明者の捜索及び死体の収容等

「第5章 第24節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」により、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

(8) 交通規制

帯広警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第8節 交通応急対策計画」により、必要な交通規制を行う。

(9) 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、またはそのおそれがある場合は、「本章 第5節 危険物等災害対策計画」により、速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

(10) 自衛隊派遣依頼

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は、「第5章 第30節 自衛隊派遣要請及び活動計画」により、知事（十勝総合振興局長）に自衛隊の災害派遣を依頼する。

(11) 広域応援

第3節 道路災害対策計画

道路構造物の被災または車両の衝突等により、大規模な救助救出活動や消火活動等が必要とされる災害（以下「道路災害」という。）が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画に定める。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

(1) 道路管理者

- ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに、異常箇所を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。
また、異常箇所が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。
- ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性、信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。
- エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。
- オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等の徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずる。
- カ 道路災害時に施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。
- キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。
- ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(2) 帯広警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図り、異常箇所が発見され、災害が発生するおそれがある場合は、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

道路災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

道路災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、「図表 7-3-1

道路災害情報通信連絡系統図」のとおりとする。

イ 実施事項

- (7) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報を迅速に他の関係機関に連絡する。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施する。

ア 実施機関

道路管理者、十勝総合振興局、幕別町、幕別消防署、帯広警察署

イ 実施事項

(7) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整備するほか、被災者の家族等に役立つ次の情報を正確にきめ細かく、適切に提供する。

- a 災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

(イ) 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、または広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項の広報を実施する。

- a 災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の災害応急対策に関する情報
- e 施設等の復旧状況
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 幕別町の災害対策組織

町長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整備し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、道路災害時、その状況に応じて、応急活動体制を整備し、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(4) 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動は、「第5章 第6節 救助救出計画」に定める。

また、道路管理者は、災害発生直後における救助救出活動を行うよう努めるとともに、救助救出活動を実施する関係機関に可能な限り協力する。

(5) 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動は、「第5章 第17節 医療救護計画」に定める。

また、道路管理者は、災害発生直後における救護活動を行うよう努めるとともに、医療救護活動を実施する関係機関に可能な限り協力する。

(6) 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

ア 道路管理者

道路災害による火災の発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力する。

イ 幕別消防署

(ア) 幕別消防署は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

(イ) 幕別消防署の職員は、道路災害による火災が発生した場合は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(7) 行方不明者の捜索及び死体の収容等

「第5章 第24節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」により、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

(8) 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第8節 交通応急対策計画」によるほか、次により実施する。

ア 帯広警察署

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等は、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

イ 道路管理者

自己の管理する道路は、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(9) 危険物流出対策

ア 道路災害により危険物が流出し、またはそのおそれがある場合は、「本章 第5節 危険物等災害対策計画」の定めにより、速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

イ 幕別消防署及び帯広警察署は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

(10) 自衛隊派遣依頼

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は、「第5章 第30節 自衛隊派遣要請及び活動計画」により、知事（十勝総合振興局長）に自衛隊の災害派遣を依頼する。

(11) 広域応援

幕別町及び幕別消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第31節 広域応援計画」により、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

(12) 災害復旧

ア 道路管理者は、道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。

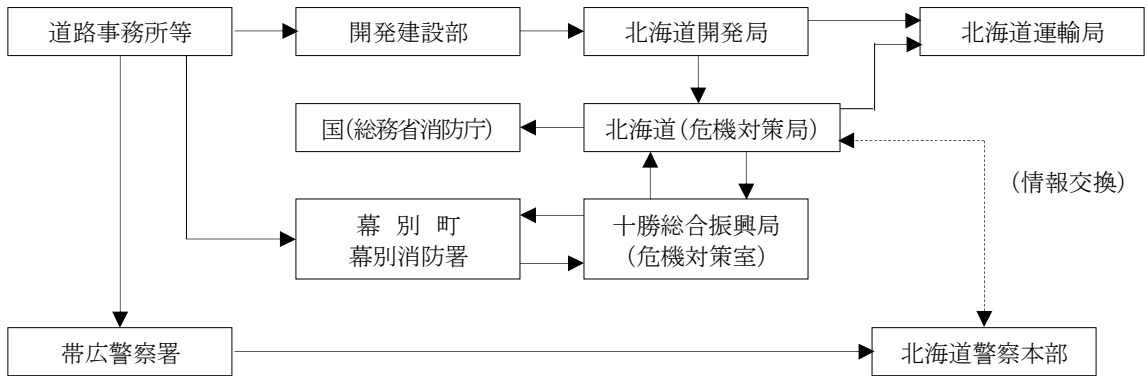
イ 道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定める物質・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。

ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設の緊急点検を行う。

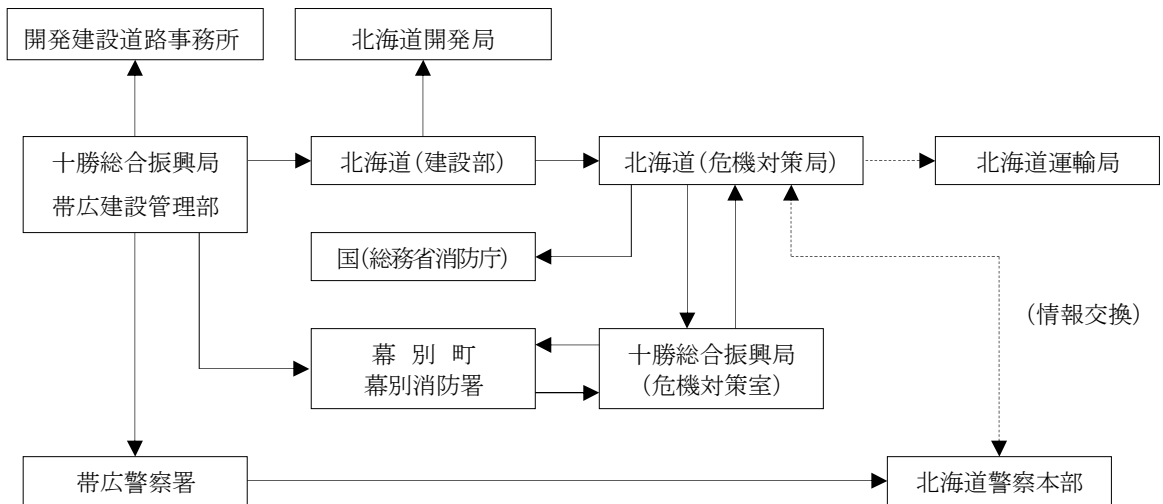
エ 道路管理者は、災害復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

図表7-3-1 道路災害情報通信連絡系統図

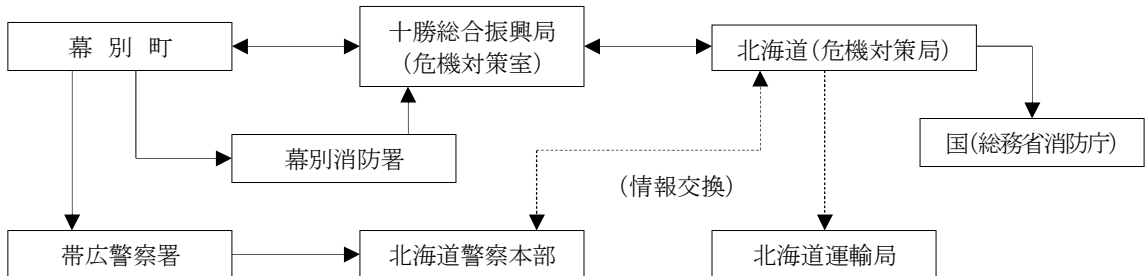
1. 国の管理する道路の場合



2. 道の管理する道路の場合



3. 町の管理する道路の場合



第4節 危険物等災害対策計画

危険物等の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初期体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策は、本計画に定める。

1 危険物等の定義

- (1) 危険物
消防法（昭和23年法律第 186号）第 2 条第 7 項に規定されているもの
(例) 石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など
- (2) 火薬類
火薬類取締法（昭和25 年法律149 号）第 2 条に規定されているもの
(例) 火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など
- (3) 高圧ガス
高圧ガス保安法（昭和26 年法律第204 号）第 2 条に規定されているもの
(例) 液化石油ガス（L P G）、アセチレン、アンモニアなど
- (4) 毒物・劇物
毒物及び劇物取締法（昭和25 年法律第303 号）第 2 条に規定されているもの
(例) 毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など
- (5) 放射性物質
放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32 年法律第167 号）」等によりそれぞれ規定されている。

2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、必要な予防対策を実施するものとする。なお、危険物の災害予防は、次のとおりとする。

- (1) 事業者
 - ア 消防法（昭和23年法律第 186号）の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規定の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。
 - イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講じるとともに、町は消防機関、警察署へ通報する。
- (2) 幕別消防署
 - ア 消防法（昭和23年法律第 186号）の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。
 - イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規定の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等を指導する。

(3) 帯広警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

危険物等災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、「図表 7-4-1 危険物等災害情報通信連絡系統図」のとおりとする。

イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報を迅速に他の関係機関に連絡する。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施する。

ア 実施機関

事業者及び危険物等の取扱規制担当機関

イ 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整備するほか、被災者の家族等に役立つ次の情報を正確にきめ細かく適切に提供する。

- a 災害の状況
- b 被災者の安否情報
- c 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- d 医療機関等の情報
- e 関係機関の実施する応急対策の概要
- f その他必要な事項

(イ) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、または広報車の利用等により、次の事項の広報を実施する。

- a 災害の状況

- b 被災者の安否情報
- c 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- d 医療機関等の情報
- e 関係機関の実施する応急対策の概要
- f 避難の必要性等、地域に与える影響
- g その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 幕別町の災害対策組織

町長は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整備し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物等災害時、災害の状況に応じて、応急活動体制を整備し、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(4) 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

ア 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じる。

イ 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じる。

(5) 避難措置

幕別町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第5節 避難対策計画」の定めにより、爆発性・引火性・有毒性等といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

(6) 救助救出及び医療救護活動等

幕別町及び関係機関は、「第5章 第6節 救助救出計画」及び「第5章 第17節 医療救護計画」により、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

(7) 行方不明者の捜索及び死体の収容等

「第5章 第24節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」により、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

(8) 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

ア 事業者

幕別消防署の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努める。

イ 幕別消防署

(7) 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施する。

(4) 幕別消防署の職員は、危険物等災害による火災が発生した場合は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(9) 交通規制

帯広警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第8節 交通応急対策計画」により、必要な交通規制を行う。

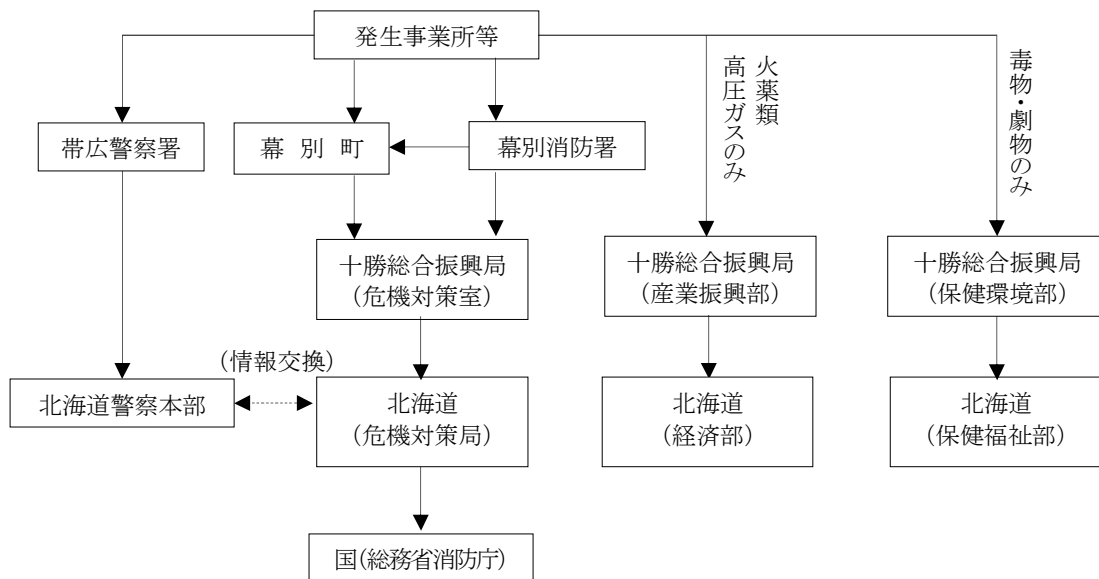
(10) 自衛隊派遣依頼

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は、「第5章 第30節 自衛隊派遣要請及び活動計画」により、知事（十勝総合振興局長）に自衛隊の災害派遣を依頼する。

(11) 広域応援

幕別町及び幕別消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第31節 広域応援計画」の定めにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

図表7-4-1 危険物等災害情報通信連絡系統図



第5節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画に定める。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

また、幕別町、幕別消防署は、次により実施する。

(1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成する。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りするホテル、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の設置促進、保守点検の実施及び適正な維持管理等を指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等を指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等災害弱者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的防火予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、多目的給水栓、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職員及び団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等を十分に検討し、大規模な火事災害の対応力を高める。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等の徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じた体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

町長は、十勝総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災警報発令条件（実効湿度72%以下、最小湿度45%以下で最大風速7 m/S以上のとき）となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法（昭和23年法律第 186号）第22条に基づく火災警報を発令する。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、「図表7-5-1 大規模火災情報通信連絡系統図」のとおりとする。

イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報を迅速に他の関係機関に連絡する。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整備するほか、被災者の家族等に役立つ次の情報を正確にきめ細かく適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、または広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項の広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 幕別町の災害対策組織

町長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整備し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整備し、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(4) 避難措置

幕別町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第5節 避難対策計画」により、必要な避難措置を実施する。

(5) 救助救出及び医療救護活動等

幕別町及び関係機関は、「第5章 第6節 救助救出計画」及び「第5章 第17節 医療救護計画」により、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

(6) 行方不明者の捜索及び死体の収容等

「第5章 第24節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」により、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

(7) 消防活動

大規模な火事災害時における消防活動は、次により実施する。

ア 現場活動情報等の連絡調整を行い、速やかに火災の状況を把握する。

イ 避難場所、避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

ウ 消火、飛火警戒等は、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

(8) 交通規制

帯広警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第8節 交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を実施する。

(9) 自衛隊派遣依頼

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は、「第5章 第30節 自衛隊派遣要請及び活動計画」により、知事（十勝総合振興局長）に自衛隊の災害派遣を依頼する。

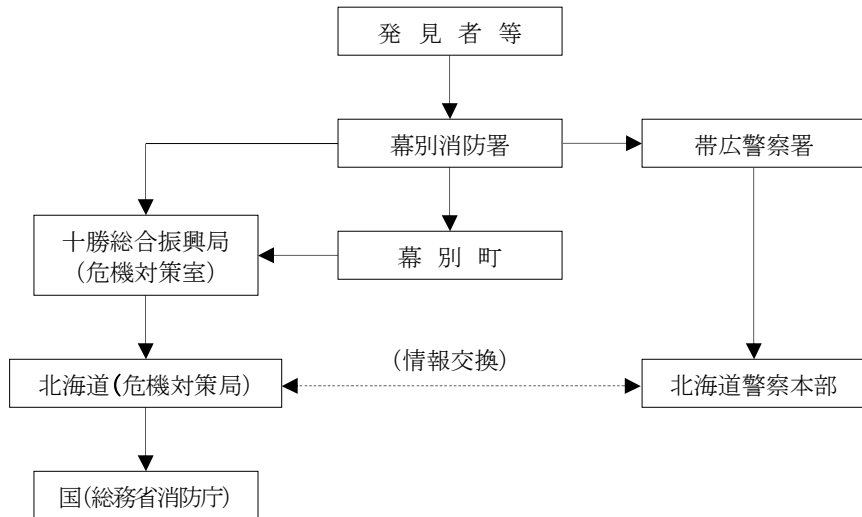
(10) 広域応援

幕別町及び幕別消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第31節 広域応援計画」により、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

(11) 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、または社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、幕別町及び道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携の下、「第8章 災害復旧計画」により、迅速かつ円滑に復旧を推進する。

図表7-5-1 大規模火災情報通信連絡系統図



第6節 林野火災災害対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策は、本計画に定める。

1 災害予防

(1) 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであるので、国、道、幕別町及び関係機関は次により対策を講ずる。

ア 北海道森林管理局十勝西部森林管理署、十勝総合振興局森林室、十勝総合振興局、幕別町、幕別消防署

(ア) 一般入林者対策

山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- a タバコ、たき火の不始末による出火の危険性を新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、ホームページ、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- b 入林の許可・届出等を指導する。
- c 火災警報発令または気象条件急変の際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- d 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

(イ) 火入対策

林野火災危険期間（おおむね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるとともに、火入れを行う者に対して次の事項を指導する。

- a 森林法（昭和26年法律第 249号）及び市町村条例の規定に基づく市町村長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- b 火災警報発令または気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- c 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- d 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為は、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

(ウ) 消火資機材等の整備

- a 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- b ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

イ 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施する。

- (ア) 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- (イ) 巡視員の配置
- (ウ) 無断入林者に対する指導
- (エ) 火入れに対する安全対策

ウ 林内事業者

林内で、森林施業、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項に留意の上、適切な予防対策を講じる。

- (ア) 火気責任者の選定、事業区域内の巡視員の配置
- (イ) 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備
- (ウ) 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

エ JR及びバス等運送業者

JR及びバス等運送業者は、平常時から、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するため、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項に協力する。

- (ア) 路線の巡視
- (イ) ポスター掲示等による広報活動
- (ウ) 林野火災の巡視における用地の通行
- (エ) 緊急時における専用電話の利用

(2) 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、相互の連絡、情報交換、指導等を行うものとする。

また、幕別町の予消防対策は、当該地域を管轄する関係機関により構成された市町村林野火災予消防対策協議会が推進する。

(3) 気象情報対策

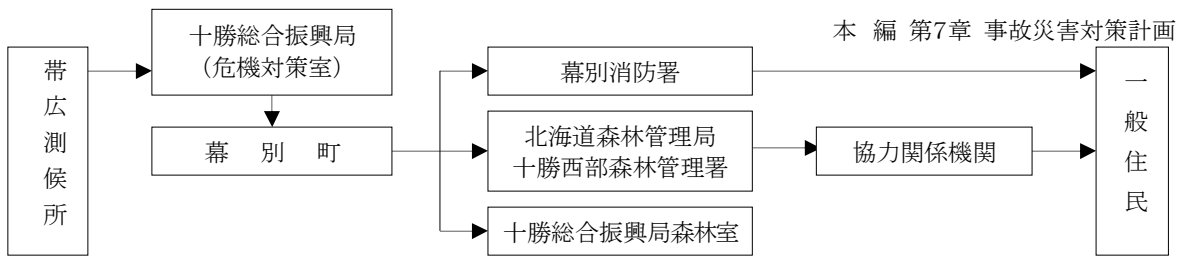
林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により気象警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

ア 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として気象官署が発表及び終了の通報を行う。なお、火災気象通報の通報基準は、「第3章 第3節 気象業務に関する計画」のとおりとする。

イ 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。



(ア) 幕別町

通報を受けた幕別町は、通報内容及びとるべき予防対策等を、幕別消防署、北海道森林管理局十勝西部森林管理署（国有林）、十勝総合振興局森林室（道有林）へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図る。

また、町長は、林野火災気象通報を受けたとき、または気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めるときは、消防法（昭和23年法律第 186号）第22条に基づき火災警報を発令することができる。

(イ) 協力関係機関

通報を受けた協力関係機関は、速やかに適切な措置を講じるとともに、一般住民に周知徹底を図る。

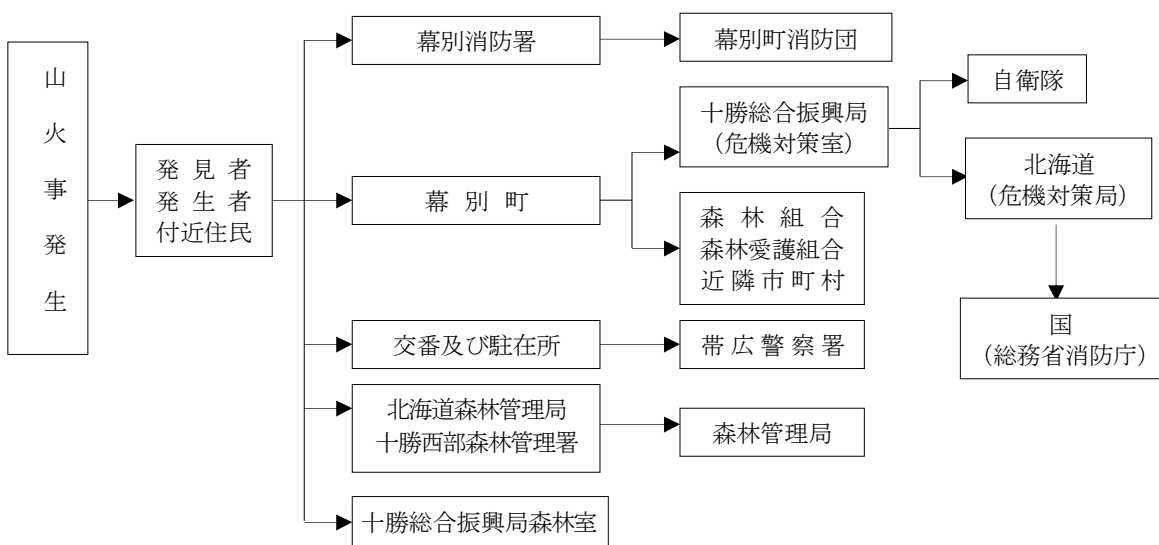
2 災害応急対策

(1) 情報通信

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の情報収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報を迅速に他の関係機関に連絡する。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- (エ) 町は、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第 119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施する。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整備するほか、被災者の家族等に役立つ次の情報を正確にきめ細かく適切に提供する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、または広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項の広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 幕別町の災害対策組織

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整備し、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて、応急活動体制を整備し、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害（事故）対策現地合同本部の設置

関係機関は円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行う。

(4) 避難措置

幕別町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第5節 避難対策計画」により、必要な避難措置を実施する。

(5) 消防活動

幕別消防署は、人命の安全を確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

ア 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

イ 住家への延焼拡大の危険性がある場合、森林火災が広域化する場合等は、「第5章 第29節 ヘリコプター等活用計画」に基づく道消防防災ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

(6) 交通規制

帯広警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第8節 交通応急対策計画」により、必要な交通規制を行う。

(7) 自衛隊派遣依頼

林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合は、「第5章 第30節 自衛隊派遣要請及び活動計画」の定めにより、知事（十勝総合振興局長）に自衛隊の災害派遣を依頼する。

(8) 広域応援

幕別町及び幕別消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第31節 広域応援計画」により、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。

第7節 大規模停電災害対策計画

大規模停電災害により、町民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画に定める。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または災害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

(1) 北海道電力ネットワーク(株)道東統括支店

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害予防措置を講ずるものとする。

イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐震性機能を確保する。

(2) 防災関係機関

ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

イ 非常電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。

ウ 町民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

(3) 病院等の防災上重要な施設

病院等の医療機関その他防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

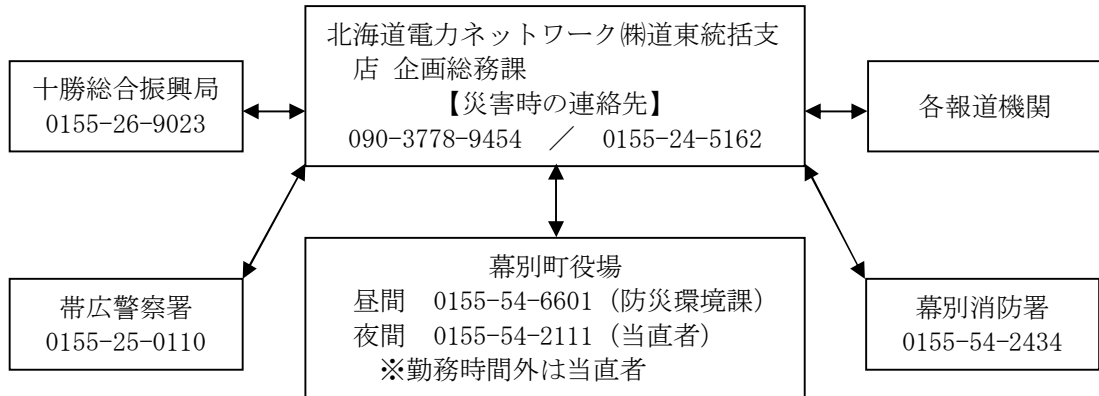
2 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模停電が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

幕別町、十勝総合振興局、帯広警察署、北海道電力ネットワーク(株)道東統括支店

イ 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- (ア) 停電及び停電に伴う災害の状況
- (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (ウ) 停電の復旧の見通し
- (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (オ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町

町長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 北海道電力ネットワーク(株)道東統括支店

(7) 電力施設及び施設被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害応急対策を講ずるものとする。

(4) 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常災害対策支部を設置して非常災害対策活動を実施する。

(9) 大規模な災害が発生し北海道電力ネットワーク(株)単独で早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び、他電力会社との連携・協力体制も整備する。

(4) 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、「第4章 10節 消防計画」に定めによるほか、次により実施するものとする。

ア エレベーターの閉じ込め事故に対し、施設管理者、保守業者等と連携した救助

イ 火災発生に対する迅速な消火活動

ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

(5) 医療救護活動

大規模停電災害時における医療救護活動は、「第5章 第17節 医療救護計画」に定めによるほか、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

(6) 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第8節 交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

ア 帯広警察署

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

イ 道路管理者

道路照明や電光式交通安全施設、雨水・汚水ポンプの停止に伴う交通事故防止のため、道路パトロールの強化や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

(7) 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は「第5章 第5節 避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

(8) 応急電力対策

大規模停電災害が発生した際は、「第5章 第15節 電力施設災害応急計画」の定めによるほ

か、次の対策を行うものとする。

ア 緊急的な電力供給

北海道電力ネットワーク(株)道東統括支店は、町と優先度を協議のうえ、防災関係機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うものとする。

イ 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の供給や民間事業者と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

(9) 給水対策

町(水道管理者)は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

(10) 石油類燃料の供給対策

大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、「第5章 第14節 石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

(11) 防犯対策

大規模停電災害時において帯広警察署は、「第5章 第7節 災害警備計画」の定めるところにより、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

(12) 自衛隊派遣要請

町は、停電災害の規模や被害状況から判断し、必要がある場合には、「第5章 第30節 自衛隊派遣要請及び活動計画」の定めるところにより、自衛隊の派遣要請を行うものとする。

(13) 広域応援

町は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合、「第5章 第31節 広域応援計画」の定めるところにより、道及び他市町村へ応援を要請するものとする。